

# 第2次川口市DV対策基本計画及び 困難な問題を抱える女性への支援計画

川 口 市

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 計画策定の背景                | 3 |
| 2 計画の性格と位置付け             | 5 |
| 3 計画の期間                  | 5 |
| 4 計画の対象                  | 7 |
| 5 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題 | 9 |

## 第2章 計画の内容

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 1 計画の体系                              | 15 |
| 2 施策の展開                              | 16 |
| 基本目標1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化・ | 16 |
| 基本目標2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立への支援 | 19 |
| 基本目標3 関係機関との連携協力                     | 22 |
| 基本目標4 暴力を許さない社会づくりの推進                | 24 |

## 参考資料

|        |    |
|--------|----|
| 1 関係法令 | 29 |
|--------|----|

# 第1章 計画策定の趣旨



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」\*1 という）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があったとしても決して許されるものではありません。

DVの被害者は女性が多く、DVを子どもに目撃させることは児童虐待にあたり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことも見逃せない問題です。

その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識\*2 など社会の構造的な問題があり、これらは男女共同参画を推進する上で克服すべき重要な課題となっています。

DVは、家庭内や個人的関係において行われるため、外部からの発見が難しく、加害者に犯罪の意識が薄いという傾向があります。

こうした中、本市では、平成25（2013）年に「第2次川口市男女共同参画計画」の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」\*3 という）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付け、令和2年度からDV防止と被害者支援を積極的に行うべく、「川口市DV対策基本計画」を独立して策定しました。

さらに、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化している現在、支援を必要とする女性はDV被害者にとどまりません。すべての女性が安心かつ、自立て暮らせる社会の実現に寄与することを目的に令和6年4月1日には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」\*4 という）」が施行となり、第8条第3項では、「市町村基本計画」を策定することと規定されています。

これらのことから、配偶者暴力防止法に基づく「市町村基本計画」と困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」については、相談体制や被害者の安全確保、自立支援など、政策的に関連が深いため、両計画を一体化し、「第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」を策定します。

**\*1 DV（ドメスティック・バイオレンス）**

直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。なお、暴力は身体的な暴力のほか精神的暴力、性的暴力も含まれる。

**\*2 性別による固定的な役割分担意識**

性別に関わらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性、という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

**\*3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**

（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする法律。

**\*4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**

（困難女性支援法）

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性などにより困難な問題を抱えた女性を対象として、相談支援や自立支援など包括的な支援を行うことを目的とする法律。

## 2 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、「困難女性支援法」第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。
- (3) この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」\*5に則し、「埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）」\*6の内容を勘案して策定したものです。
- (4) この計画は、国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」\*7に則し、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」\*8の内容を勘案して策定したものです。
- (5) この計画は、「川口市男女共同参画推進条例」第7条の趣旨を踏まえ、「第3次川口市男女共同参画計画」\*9の課題5施策の方向（3）「困難を抱えた女性などの自立支援」及び課題7「人の尊厳を傷つけるあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。

## 3 計画の期間

令和7（2025）年度から令和9（2027）年度までの3年間とします。

※令和10（2028）年度より、第3次川口市男女共同参画計画に統合予定

|                                   | R7 | R8 | R9 | R10             | R11 | R12 | R13 | R14 |
|-----------------------------------|----|----|----|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 第2次川口市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画 |    |    |    | →<br>統合<br>↓    |     |     |     |     |
| 第3次川口市男女共同参画計画                    |    |    |    | →<br>第3次改訂<br>→ |     |     |     |     |

\*5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

配偶者暴力防止法に基づき、国が告示した方針。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められている。

\*6 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）

配偶者暴力防止法に基づく、埼玉県の基本計画。

\*7 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

困難女性支援法に基づき、国が告示した方針。困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められている。

\*8 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画

困難女性支援法に基づく、埼玉県の基本計画。

\*9 第3次川口市男女共同参画計画

令和5（2023）年度に策定された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

## 4 計画の対象

(1) この計画の「暴力」は、配偶者暴力防止法に基づく配偶者からの暴力を対象としていますが、家族その他親密な関係にある者からの暴力も対象とします。

### 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、何らかの物理的な力を直接行使するもの

例) 平手で打つ・こぶしで殴る・足で蹴る・身体を傷つける可能性のある物で殴る・  
殴るふりをして脅す・刃物を突きつけて脅かす・突き飛ば・壁に叩きつける。

### 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

例) 大声でどなる・「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などと言う・  
「別れたら自殺する」と脅す・何を言っても長時間無視し続ける。

### 性的暴力

性的行為により、相手を傷つけるもの

例) 嫌がっているのに性的行為を強要する・中絶を強要する・避妊に協力しない・  
見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる。

### 経済的暴力

金銭的な自由を奪い、経済的に弱い立場にするもの

例) 生活費を渡さない・仕事を無理やりやめさせて経済的自由を奪う・  
外で働くなと言う。

### 社会的暴力

人間関係や行動を監視、制限するもの

例) 実家や友達付き合いを制限する・電話や郵便物などを細かく監視する。

### 子どもを利用した暴力

子どもを利用して精神的苦痛を与えるもの

例) 子どもが見ている目の前で母親を殴ったり蹴ったりする・子どもに危害を  
加えると言って脅す。

(2) 困難女性支援法で定める支援対象者は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性であり、年齢、障害の有無、国籍等は問わない。

## 5 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題

### (1) 川口市の現状

#### 暴力に関する市民意識調査

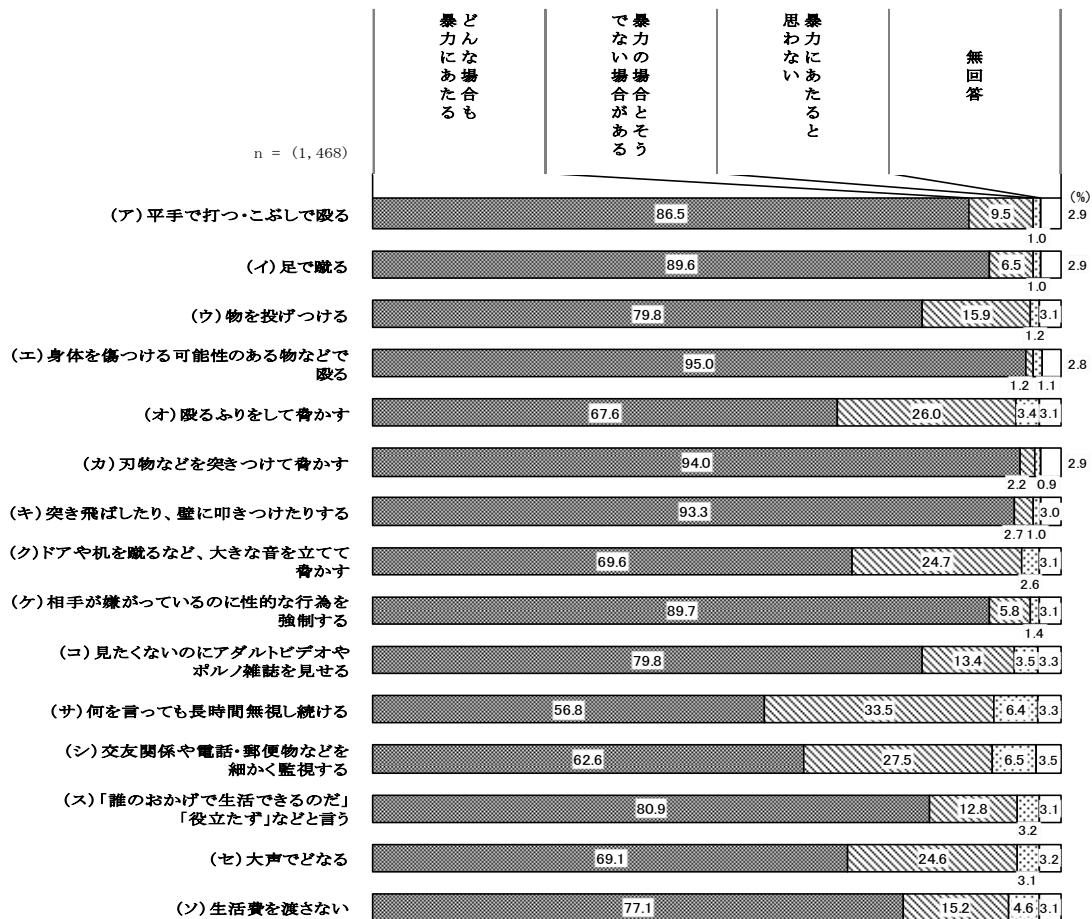
令和3（2021）年9月に実施した「川口市男女共同参画に関する市民意識調査」のうち、暴力に関する回答結果は次のとおりです。

##### 調査の概要

- ・調査対象 市内在住の満18歳以上の市民
- ・調査方法 4,000人を住民基本台帳から無作為抽出
- ・有効回答 1,468人

#### ①暴力にあたると思う行為

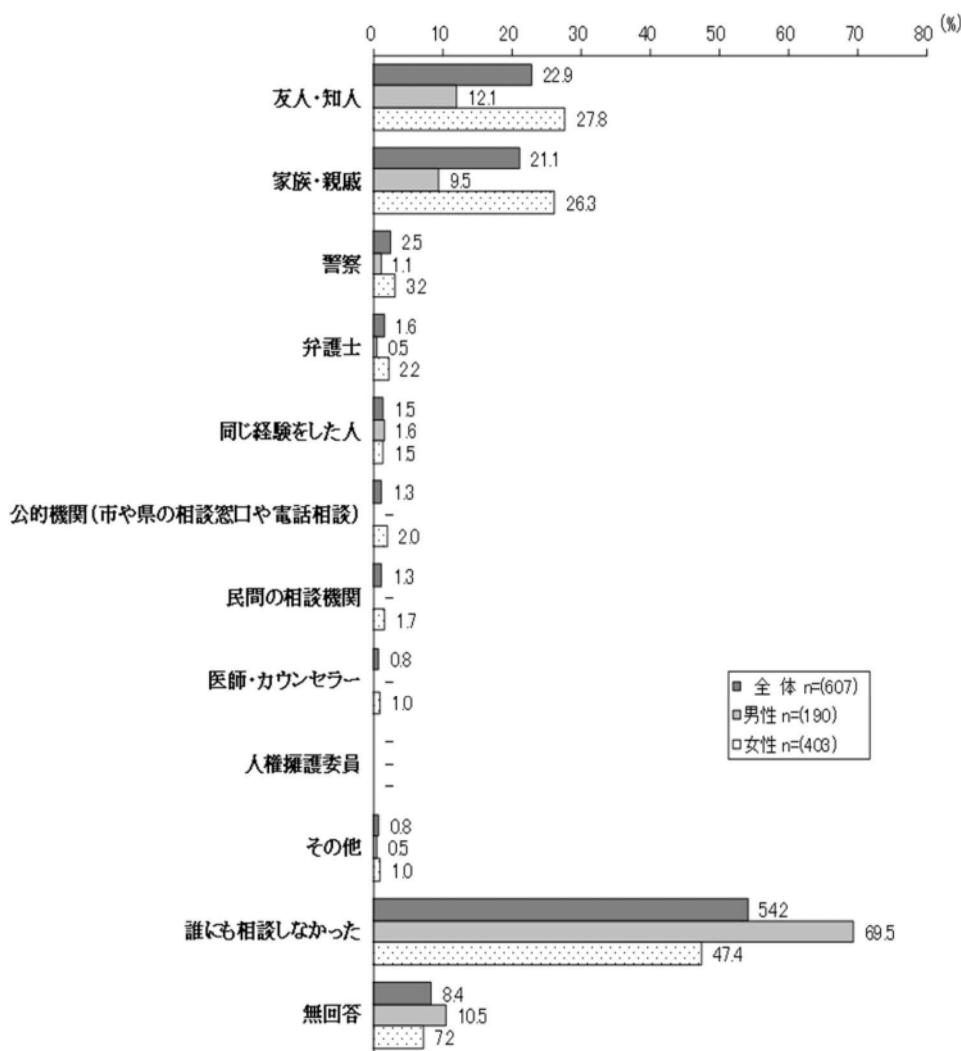
15の行為が暴力にあたるかどうか聞いたところ、「どんな場合も暴力にあたる」は〔身体を傷つける可能性のある物などで殴る〕が95.0%で最も高く、以下〔刃物などを突きつけて脅かす〕(94.0%)、〔突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする〕(93.3%)、〔相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する〕(89.7%)、〔足で蹴る〕(89.6%)、の順で続いています。



## ②暴力を受けた際の相談先

暴力と思う行為を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、[誰にも相談しなかった]が54.2%と過半数を占めています。相談した人の中では、[友人・知人]が22.9%で最も高く、次いで[家族・親戚]（21.1%）となっています。

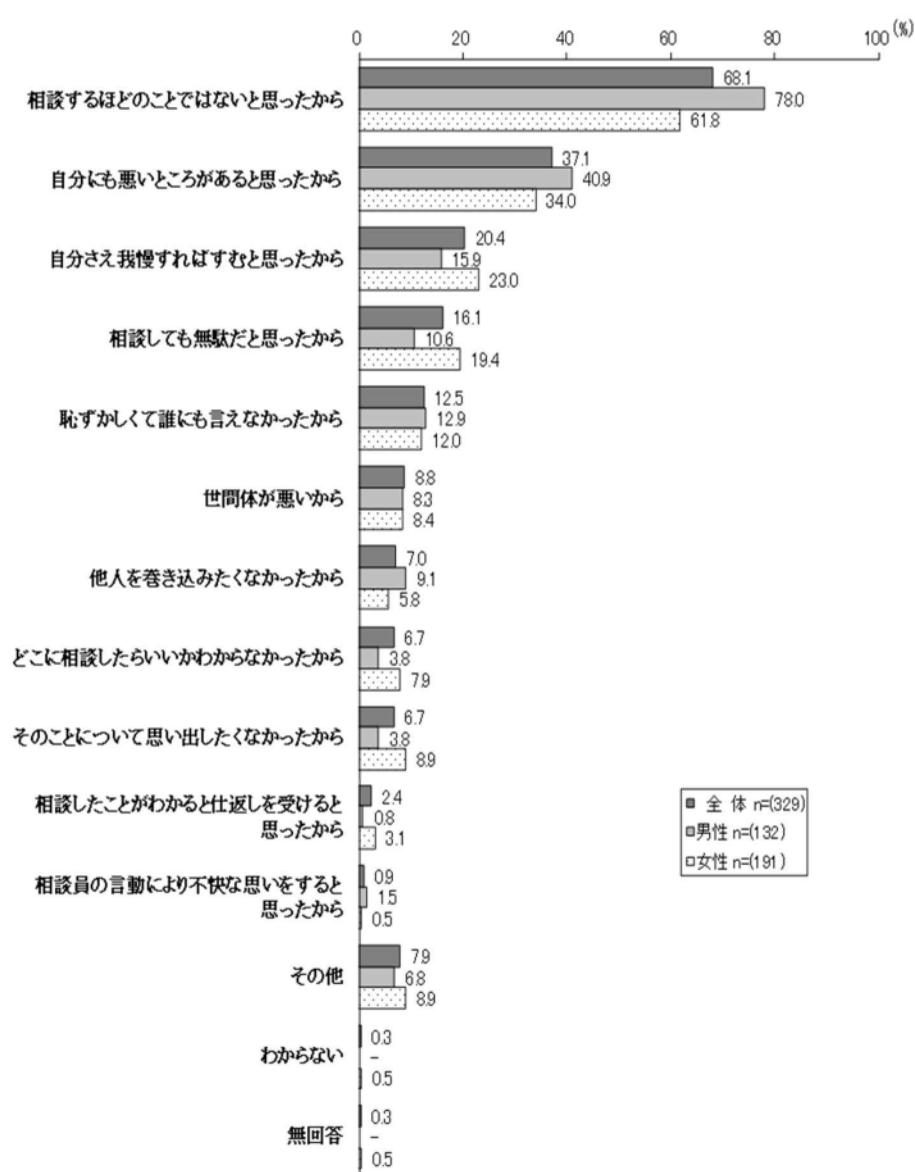
※暴力にあたる行為を受けた607人の回答



### ③暴力を受けた際、相談しなかった理由

暴力と思う行為を受けながら誰にも相談しなかった人にその理由を聞いたところ、[相談するほどのことではないと思ったから] が68.1%で最も高く、以下 [自分にも悪いところがあると思ったから] (37.1%)、[自分さえ我慢すればすむと思ったから] (20.4%)、[相談しても無駄だと思ったから] (16.1%) の順で続いています。

※相談しなかったと答えた方の329人の回答



## (2) 市における女性相談件数

平成28（2016）年7月に川口市配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）を開設してからの調査件数です。

DVに関する相談件数は、令和4年度から減少傾向にあります。



※H28は7月から3月までの件数です。

## (3) 課題

DVに関する相談は、平成28（2016）年7月からの8年間を比較すると、平成30年度から令和3年度までは300件を超えていたものの、令和4年度には減少傾向にあります。一方で、市民意識調査の結果からは相談窓口の認知度が低いこと、また、暴力を受けていても、それが相談するほどのことではないと思っている人が多いことから、DVは潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに被害が深刻化するおそれがあることが見てとれます。

このようなことからも被害者の身近な相談窓口として、配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）の周知に努めます。

また、DV被害者や困難な問題を抱える女性の安全な生活に向け、被害の把握から保護、自立に至るまで、関係各課と連携し、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

## 第2章 計画の内容



## 第2章 計画の内容

### 1 計画の体系

D  
V  
被  
害  
者  
の  
根  
絶  
と  
困  
難  
な  
問  
題  
を  
抱  
え  
る  
女  
性  
へ  
の  
支  
援

#### 基本目標1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化

- ①早期発見のための通報
- ②配偶者暴力相談支援センター(女性総合相談窓口)の周知
- ③相談体制の強化及び充実

#### 基本目標2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立への支援

- ①相談時における安全確保
- ②DV被害者及び相談者の保護及び緊急的な一時避難への対応
- ③DV被害者及び相談者に関する個人情報の保護
- ④DV被害者及び相談者に寄り添った自立支援
- ⑤保護命令制度の利用助言
- ⑥加害者からの追及に対する対応

#### 基本目標3 関係機関と連携協力

- ①支援調整会議の設置
- ②警察や埼玉県、民間団体との連携の強化

#### 基本目標4 暴力を許さない社会づくりの推進

- ①男女共同参画社会の推進
- ②DV防止啓発事業の充実
- ③教育の場における啓発の推進
- ④社会の場における啓発の推進

## 2 施策の展開

### **基本目標1 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の発見と相談体制の強化**

#### 《課題》

本市では、配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）を設置し、女性から様々な相談を受けております。相談件数は設置以来、増加傾向にありましたが、コロナ明けに一旦減少したものの、再び増加傾向にあります。市民意識調査では、暴力を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、「誰にも相談しなかった」が54.2%と過半数を占めており、相談まで至っていない状況が伺えます。

配偶者暴力防止法第6条では、「配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」と規定されています。

特にDVは、被害者本人がDVであると気づきにくく、DVを受けていることが分かっていても相談しづらいため、潜在化しがちなことから、通報による早期発見も大切です。

そのほか、こども家庭センターの相談や教育相談等からDVや困難な問題を抱える女性を発見し、配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）に繋げる取り組みも重要です。

また、困難な問題を抱える女性を早期に把握し、状況を深刻化させないために、市役所の様々な相談窓口で発見できる体制が必要です。

そして、困難な問題を抱えた女性がその状況から抜け出し、安心、安全な暮らしができるよう、本人の意思を尊重しながら、必要な支援に繋げます。

一人でも多くの方が適切な相談先に繋がり、必要な情報や支援が受けられるよう、様々な手段を使って配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）を通じ案内を行っています。特に、特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、外国籍の市民については、どのような状態で、どんな支援を望んでいるか、府内関係各課と連携し対応します。

どのような状況においても被害者の立場に立った相談と切れ目のない支援を行うよう、関係各課と連携しながら対応をしていきます。

| 事業の概要  | 関係課  |
|--|--|
| <b>施策① 早期発見のための通報</b> <p>医療機関、保健福祉関係者、教職員や保育士など、被害者やその家族と接する機会の多い関係機関と連携し、早期発見に繋げます。</p> <p>◆DV被害者への配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）のチラシや啓発用カードの直接配布</p>  | 市民相談室<br>生活福祉課<br>子育て相談課<br>保育運営課<br>地域保健センター<br>学務課 |
| <b>施策② 配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）の周知</b> <p>市民に対し、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの身近な相談窓口として、女性相談支援員を配置した、配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）を周知します。</p> <p>◆市ホームページや広報かわぐちに掲載<br/> ◆公共機関の女性トイレに啓発カードを設置<br/> ◆学校や保育所にチラシの配布<br/> ◆関係各課相談窓口での周知</p> | 協働推進課<br>及び関係各課                                      |

| 事業の概要   | 関係課             |
|---|-----------------|
| <b>施策③ 相談体制の強化及び充実</b> <p>配偶者暴力相談支援センター（女性総合相談窓口）と関係各課が連携し、DV被害者や困難な問題を抱える女性からの相談体制及び連携の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆困難な問題を抱える女性の支援については、本人の意思を聞き取り、適切に支援（伴走型支援）</li> <li>◆子どものいる場合や貧困女性、障害者や高齢者、外国籍で通訳が必要な方など、被害者の置かれている状況により、関係各課と連携</li> </ul> | 協働推進課<br>及び関係各課 |
| <b>男性のDV被害者からの相談</b> <p>相談件数が少ないものの、支援が必要となるケースもあるため相談を受ける体制を取っています。</p>  | 協働推進課           |
| <b>加害者からの相談</b> <p>加害者の相談は知識経験者の助言が大切なため、医療機関やこころの相談窓口を案内しています。</p>   | 協働推進課           |

## **基本目標2 DV被害者及び困難な問題を抱える女性の安全確保と自立への支援**

### **《課題》**

D V被害者及び困難な問題を抱える女性からの相談を受けた場合、何よりも優先させなければならないのは被害者の安全確保です。D V被害者は特に身体的な暴力が激しい場合、加害者の追及が執拗な場合は必要に応じて警察と連携した安全確保に努めなければなりません。児童虐待が疑われる場合は児童相談所や学校等関係機関との連携も重要です。また、D V被害者の安全が脅かされることのないよう、警察への相談や保護命令制度に関する情報提供など、適切な助言をするとともに、被害者に関する情報の保護や管理に細心の注意を払うことも必要です。

D V被害者が加害者の元を離れ、避難した場合に、住民基本台帳事務における支援措置\*10 制度を案内するなど、被害者の安全確保に努めます。

困難な問題を抱える女性は、生活の困窮、性暴力、家庭関係の破綻など様々な理由で、精神や身体を傷つけられていることもあります。状況に応じ、本人の意向に寄り添った安全確保が必要です。

D V被害者や困難な問題を抱える女性がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を始めるためには、母子生活支援施設や生活困窮者自立支援制度、住宅の確保や就労の支援、子どもの保育園等に関する制度の利用等について、情報提供や助言を行うとともに、関係各課と連絡調整を行い、それぞれの状況に応じた適切な支援を切れ目なく行えるよう努めます。

#### **\*10 住民基本台帳事務における支援措置**

住民基本台帳事務における支援措置の申出をした場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、住民票の除票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍の除票の写しの交付を制限し、被害者の情報を保護する制度。

| 事業の概要  | 関係課   |
|--|---|
| 施策① 相談時における安全確保<br><br>被害者の相談場所は、加害者にわからないよう十分配慮します。   | 協働推進課<br>及び関係各課   |
| 施策② DV被害者及び相談者の保護及び緊急的な一時避難への対応<br><br>面談相談により被害者が一時保護を希望し、保護が必要と判断した場合は、埼玉県男女共同参画推進センターへ依頼します。<br><br>事情により一時保護が受け入れられない場合は、被害者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一時避難先等、適切な対応を行います。   | 協働推進課<br>及び関係各課   |
| 施策③ DV被害者及び相談者に関する個人情報の保護<br><br>転宅にあたり住居地が相手方にわからないよう住民基本台帳の支援措置制度の説明を行います。<br><br>また税金関係や健康保険、年金などの通知により居場所が特定されないよう助言します。<br><br>◆住民基本台帳事務における支援措置  | 協働推進課<br>市民課  |
| 施策④ DV被害者及び相談者に寄り添った自立支援<br><br>被害者の自立に向け、生活費の確保や子どもの就学など、様々な課題を抱えている現状を理解するとともに、メンタルケアを含め、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。<br><br>◆生活を支援するための各種制度の案内<br>◆自立サポートセンターへの案内<br>◆ハローワークへの案内<br>◆地域包括支援センターへの案内<br>◆障害者相談支援センターへの案内<br>◆障害者就労支援センターへの案内<br>◆こども家庭センターへの案内 | 協働推進課<br>生活福祉課<br>長寿支援課<br>障害福祉課<br>子育て支援課<br>子育て相談課<br>学務課 |

| 事業の概要  | 関係課             |
|--|-----------------|
| <b>施策⑤ 保護命令制度の利用助言</b> <p>身体的暴力や精神的なDVにより命の危険や脅迫を受け、加害者から追及のおそれがある場合に利用できる保護命令制度*11について情報提供と助言を行います。</p> | 協働推進課           |
| <b>施策⑥ 加害者からの追及に対する対応</b> <p>加害者からの追及に対しては、関係した各課と連携し、情報の共有を行い、加害者の追及が執拗であれば警察と連携して安全確保に努めます。</p>        | 協働推進課<br>及び関係各課 |

#### \*11 保護命令制度

被害者が配偶者等からの暴力または脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受けるおそれがある場合、裁判所が配偶者等に対して被害者への接近禁止や住居からの退去などを命令する制度。

## 基本目標3 関係機関と連携協力

### 《課題》

DV被害者及び困難な問題を抱える女性の支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携し、協力する体制が必要です。川口市では「DV対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。

また、困難な問題を抱える女性への支援も関係機関と関係各課の連携が不可欠であることから、困難女性支援法に基づく支援調整会議の設置を目指します。

今後も、常に適切な被害者支援が出来るよう庁内連携を強化するとともに、他市町村から避難してきた被害者又は他市町村へ避難する被害者への支援や引継ぎを適切に行う必要があります。

| 事業の概要   | 関係課             |
|---|-----------------|
| <p><b>施策① 支援調整会議の設置</b></p> <p>DV相談または支援に関する担当者による「DV対策庁内連絡会議」を開催するとともに、困難な問題を抱える女性への支援についても、今後、支援調整会議の設置を目指します。</p> <p>困難な問題を抱える女性の身体的な状況や精神的な状況を考慮し、本人の意思を確認しながら、必要に応じて、関係各課と情報を共有化し連携を図ります。</p> <p>◆DV対策庁内連絡会議の開催による連携強化<br/>◆困難な問題を抱える女性への支援調整会議の設置</p> | 協働推進課<br>及び関係各課 |

| 事業の概要   | 関係課             |
|---|-----------------|
| <p><b>施策② 警察や埼玉県、民間団体との連携の強化</b></p> <p>被害者の安全を図るため必要に応じて警察と連携を図り、また、子どもへの虐待が疑われる場合は児童相談所と相互に連携・協力し被害者への支援を行います。</p> <p>さらに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して、女性の支援を行うよう努めます。</p> | 協働推進課<br>子育て相談課 |

## 基本目標4 暴力を許さない社会づくりの推進

### 《課題》

DVやストーカー、性暴力、人身取引など、様々なかたちで女性に対する暴力が存在します。また、暴力は身体を傷つけるものだけではなく、心理的、経済的、社会的な暴力や、子どもを利用した暴力など、心への影響も大きく、その後の人生に支障を来す場合があります。

被害者には男性も女性もいますが、女性の被害者の方が圧倒的に多いという現状があります。その背景には、性別による固定的な役割分担意識があり、女性の自立をさまたげるなど、社会構造的な問題があると言われています。

暴力を生み出さない社会の実現のためには、DVをはじめとする、あらゆる暴力が重大な人権侵害であり、いかなる暴力も許されるものではないとの認識をもち、自己の尊厳を大切にしながら、一人ひとりが社会の中で尊重される環境づくりが必要です。

暴力を防止するため、啓発資料の配布や、男女共同参画の情報紙への記事の掲載、イベントにおいてチラシの配布を行うなど啓発に努めます。

| 事業の概要  | 関係課   |
|--|-------|
| <p>施策① 男女共同参画社会の推進</p> <p>被害者の多くは女性であり、その背景には性別による固定的な役割分担意識等の社会的な問題があげられます。</p> <p>男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる場において、個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆男女共同参画情報紙への掲載</li><li>◆市ホームページへの掲載</li><li>◆男女共同参画イベントや講演会での啓発</li></ul> | 協働推進課 |

| 事業の概要   | 関係課   |
|---|-------|
| <b>施策② DV防止啓発事業の充実</b> <p>DVとはどのようなものか、DVによりどのような状況におかれているのか、また、DVは犯罪であり重大な人権侵害であることについて、市民一人ひとりに身近な問題として考えてもらいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画情報紙への掲載</li> <li>◆DV防止啓発パネル展示</li> <li>◆ポケットティッシュの配布</li> <li>◆職員は缶バッジに啓発シールを貼付し着装</li> <li>◆市立高校へのデートDV防止啓発付箋の配布</li> </ul> | 協働推進課 |
| <b>施策③ 教育の場における啓発の推進</b> <p>児童や生徒等に人権尊重の観点から互いを認め合い、男女共同参画社会についての考え方を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆中学生用啓発誌「カラフル」の配布</li> </ul>   | 協働推進課 |
| <b>施策④ 社会の場における啓発の推進</b> <p>互いを思いやり、人権を尊重する社会づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆各公民館に「みんなで学ぶ人権問題」の配布</li> </ul>  | 生涯学習課 |



# 參考資料

關係法令



# 関係法令

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号

最終改正：令和 5 年 6 月 14 日 法律第 53 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行っては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）

又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行っては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過するまでの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過するまでの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の

住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号に掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第2項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
  - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

#### （退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第二号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2

条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

#### （管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合においては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
  - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

- 第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

- 3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

- 6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令

にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方には、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第1

編から第4編までの規定（同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第101条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第205条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| 第112条<br>第1項本文           | 前条の規定による措置を開始した  | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第112条<br>第1項ただし書         | 前条の規定による措置を開始した  | 当該掲示を始めた  |
| 第113条                    | 書類又は電磁的記録  | 書類  |
|                          | 記載又は記録   | 記載  |
|                          | 第111条の規定による措置を開始した   | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第133条<br>の3第1項           | 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録  | 記載された書面   |
|                          | 当該書面又は電磁的記録  | 当該書面  |
|                          | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録  | その他これに類する書面   |
| 第151条<br>第2項及び第231条の2第2項 | 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法   | 方法  |
| 第160条<br>第1項             | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。） | 調書  |
| 第160条<br>第3項             | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に   | 調書の記載について   |

|                |  |         |
|----------------|--|---------|
| 第150条<br>第4項   | 第2項の規定によりファイルに記録された電子調書                      | 調書      |
|                | 当該電子調書                                       | 当該調書    |
| 第106条<br>の2第1項 | 前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容                 | 調書の記載   |
| 第160条<br>の2第2項 | その旨をファイルに記録して                                | 調書を作成して |
| 第105条<br>第3項   | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項  | 事項      |
| 第215条<br>第4項   | 事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項      |
| 第231条<br>の3第2項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する           | 又は送付する  |
| 第261条<br>第4項   | 電子調書   | 調書      |
|                | 記録しなければ                                      | 記載しなければ |

#### (最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

### 第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。  
(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。  
(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。  
(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間

の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市町村の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

## 第5章の2 補則

### (この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けた身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |               |                                   |
|--------|---------------|-----------------------------------|
| 第2条    | 配偶者           | 第28条の2に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。) |
|        | 被害者           | 被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)     |
| 第6条第1項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 特定関係者又は特定関係者であった者                 |

|  |                      |                      |
|--|----------------------|----------------------|
| 第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第二号及び第3項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで並びに第2項第一号及び第二号並びに第18条第1項 | 配偶者                  | 特定関係者                |
| 第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第一号及び第2項第一号  | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第28条の2に規定する関係を解消した場合 |

## 第6章 罰則

### 第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する)

第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。)に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

### (経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6年4月1日 法律第52号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

### (基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

### (国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念について、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

### (関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

### (緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2

条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために

必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

### 第3章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第 11 条第 1 項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第 12 条第 1 項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第 3 項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第 3 項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第 3 項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに於ける必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第 6 条の 3 第 18 項に規定する妊娠婦等生活援助事業の実施又は同法第 23 条第 2 項に規定する母子保護の実施が適當であると認めたときは、これらの者を当該妊娠婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第 2 条第 1 項（第四号から第六号までを除く。）並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第 20 条第 2 項及び第 22 条第 2 項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るために医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第14条 民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権

擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

#### （支援調整会議）

第 15 条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第 9 条第 7 項又は第 12 条第 2 項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの人者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

### 第 4 章 雜則

#### （教育及び啓発）

第 16 条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようするための教育及び啓発に努めるものとする。

#### （調査研究の推進）

第 17 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

#### （人材の確保等）

第 18 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることに

より、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

#### （民間の団体に対する援助）

第 19 条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### （都道府県及び市町村の支弁）

第 20 条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第 9 条第 3 項第二号の一時保護（同条第 7 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第 13 条第 1 項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第 13 条第 2 項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

#### （都道府県等の補助）

第 21 条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の 4 分の 3 以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく業務を行って、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第 1 項第六号の委託及び同条第 3 項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は 1 部を補助することができる。

#### （国の負担及び補助）

第 22 条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一 都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第 20 条第 2 項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第 20 条第 1 項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第 3 項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第 2

項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行日（以下「施行日」という。）前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 （令和4年6月15日法律第66号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附則第7条、第8条及び第17条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

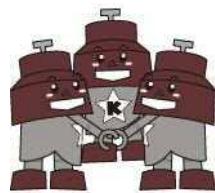
第17条 附則第3条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 附 則 （令和4年6月17日法律第68号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等1部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日



川口市マスコット「きゅばらん」

## 第2次川口市DV対策基本計画及び

## 困難な問題を抱える女性への支援計画

令和7(2025)年4月

発行 川口市 市民生活部 協働推進課

〒332-0015 川口市川口1-1-1

キュポ・ラ本館棟M4階

TEL 048-227-7605